

令和4年度 申出書提出一覧

特定(産業別) 最低賃金名	申出代表者	申出日	センサス等の 基幹的労働者数	申出による労働 協約等の適用 労働者数	比率(%)
三重県ガラス・同製品製造業最低賃金	日本化学エネルギー産業労働組合連 合会三重県地方連絡会 議長 藤井 大輔	令和4年6月16日	1,620	792	48.8
三重県電線・ケーブル製造業最低賃金	全日本電線関連産業労働組合連合会 三重地方協議会 議長 村木 靖彦	令和4年6月20日	1,385	968	69.8
三重県電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金	全日本電機・電子・情報関連産業労 働組合連合会三重地方協議会 議長 小田 正亮	令和4年7月4日	28,464	16,795	59.0
三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動 車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、 船舶用機関連製造業、産業用運搬車両・同部 品・附属品製造業、その他の輸送用機 械器具製造業最低賃金	自動車総連三重地方協議会 議長 葛山 真由美	令和4年7月5日	33,997	16,930	49.8

*比率は「申出による労働協約等の適用労働者数」/「センサス等の基幹的労働者数」

三重県ガラス・同製品製造業最低賃金の改正決定に関する申出書の内容一覧表

(労働協約ケース)

労働組合名	事業所名	所在地	賃金の最低額に関する定め			協定年月日	労働協約の適用労働者数(人)	備考
			月額(円)	日額(円)	時間額(円)			
セントラル硝子労働組合 松阪支部	セントラル硝子(株) 松阪工場	松阪市大口町1624-9	177,000	(8,806)	(1,170)	令和4年3月25日	499	
日本板硝子労働組合 津支部	日本板硝子(株) 津事業所	津市高茶屋小森町4902	177,100	(8,891)	(1,147)	令和4年5月23日	155	
日本板硝子労働組合 四日市支部	日本板硝子(株) 四日市事業所	四日市市千歳町2番地	177,100	(8,891)	(1,147)	令和4年5月23日	105	
日硝ファイバー労働組合	日硝ファイバー(株)	津市高茶屋小森町4902	171,570	(8,452)	(1,065)	令和4年5月19日	33	
計	4事業所						792	

(注)「賃金の最低額に関する定め」欄の()内は、月額のみで表示されているものを当該事業所の月間所定労働時間等により算出したものである。

三重県電線・ケーブル製造業最低賃金の改正決定に関する申出書の内容一覧表

(労働協約ケース)

労働組合名	事業所名	所在地	賃金の最低額に関する定め			協定年月日	労働協約の適用労働者数(人)	備考
			月額(円)	日額(円)	時間額(円)			
古河電気工業労働組合三重支部	古河電気工業㈱三重事業所	亀山市能褒野町20番地の16				令和3年12月20日	705	
フジクラ労働組合鈴鹿支部	㈱フジクラ鈴鹿事業所	鈴鹿市岸岡町1800				令和3年10月1日	151	
昭和電線労働組合三重地区	昭和電線ケーブルシステム ㈱三重事業所	いなべ市北勢町麻生田1326-1				令和4年3月16日	112	
計	3事業所						968	

(注)「賃金の最低額に関する定め」欄の()内は、月額のみで表示されているものを当該事業所の月間所定労働時間等により算出したものである。

三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する申出書の内容一覧表
(労働協約ケース)

労働組合名	事業所名	所在地	賃金の最低額に関する定め			協定年月日	労働協約の適用労働者数(人)	備考
			月額(円)	日額(円)	時間額(円)			
			166,500	8,292	1,070	令和4年4月21日		
			166,500	(8,292)	1,070	令和4年6月1日		
			166,500	(8,255)	1,070	令和4年5月27日		
			166,500	—	1,070	令和4年3月31日		
			166,500	—	(1,070)	令和4年4月1日		
			167,500	(8,375)	(1,081)	令和4年3月31日		
			168,000	—	(1,010)	令和4年3月24日		
			166,500	(8,358)	(1,079)	令和4年3月31日		
			167,000	—	(1,048)	令和4年4月1日		
			165,500	(8,073)	1,010	令和4年3月30日		
			167,500	(8,375)	(1,081)	令和4年3月31日		
			166,500	—	(1,074)	令和4年4月1日		
			166,500	(8,358)	(1,079)	令和4年3月31日		
			166,500	(8,325)	(1,074)	令和4年3月28日		
			165,000	(8,180)	1,036	令和4年3月31日		
			172,500	(8,557)	(1,104)	令和4年5月30日		
			160,000	(8,000)	1,010	令和4年5月27日		
計	17事業所						16,795	

(注)「賃金の最低額に関する定め」欄の()内は、月額のみで表示されているものを当該事業所の月間所定労働時間等により算出したものである。

三重建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船舶機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する申出書の内容一覧表

(労働協約ケース)

労働組合名	事業所名	所在地	賃金の最低額に関する定め			協定年月日	労働協約の適用労働者数(人)	備考
			月額(円)	日額(円)	時間額(円)			
本田技研労働組合鈴鹿支部	本田技研工業(株)鈴鹿製作所	鈴鹿市平田町1907				令和4年5月23日	5,920	
エイチワン労働組合亀山支部	株式会社ワン 亀山製作所	亀山市下庄町1701				令和4年3月23日	336	
柳河精機労働組合三重支部	柳河精機(株)亀山工場・鈴鹿工場	亀山市和田町1012番地				令和4年4月1日	172	
ホンダオートボディー労働組合	ホンダオートボディー(株)	四日市市上海老町東大沢1633-2				令和4年4月1日	495	
八千代工業労働組合鈴鹿支部	八千代工業(株)鈴鹿工場	鈴鹿市国府町石丸7764番地				令和4年4月8日	237	
テイ・エステック労働組合 鈴鹿支部	テイ・エステック(株)鈴鹿工場	鈴鹿市木田町60				令和4年4月1日	270	
エフテック労働組合亀山支部	株式会社エフテック 亀山事業所	亀山市白木町鷺山395-43				令和4年4月20日	228	
ホンダロジスティクス労働組合三重プロック	株式会社ホンダロジスティクス 三重事業所	鈴鹿市庄野羽山3-8-1				令和4年4月21日	330	
デンソー労働組合	株式会社デンソー 大安製作所	いなべ市大安町門前1530				令和2年5月20日	4,256	
愛知機械工業労働組合 松阪支部	株式会社愛知機械工業 松阪工場	松阪市大口町503				令和4年4月18日	484	
日本特殊陶業労働組合 伊勢支部	株式会社日本特殊陶業 伊勢工場	伊勢市円座町字細越871-6				令和4年5月1日	232	
トヨタ車体労働組合 いなべ地区	トヨタ車体(株)いなべ工場	いなべ市員弁町市之原10				令和4年4月1日	2,877	
三五労働組合 いなべ支部	(株)三五	いなべ市藤原町上相場2438-1				令和3年3月17日	347	
ジャパマンユニオン伊テッド津労働組合	株式会社ジャパマンユニオン 津事業所	津市雲出鋼管町1番地				令和4年4月1日	746	
計	14事業所						16,930	

(注)「賃金の最低額に関する定め」欄の()内は、月額又は日額にて表示されているものを当該事業所の月間所定労働時間等により算出したものである。

2022年6月13日

三重労働局長
金尾 文敬 様

日本化学工業労働組合
三重県
市市稲葉町
藤井 大輔

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、三重県ガラス・同製品製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
三重県において、ガラス・同製品製造業を営む使用者に使用される労働者 1,620人
2. 改正を申し出る最低賃金の件名
三重県ガラス・同製品製造業最低賃金
3. 申し出の内容
上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法 第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申し出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから、
① 生活の維持・防衛 ②賃金格差の是正のため、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 792人 概ね
= 0.49 > 3分の1以上

三重県におけるガラス・同製品製造業を営む
使用者に使用される基幹的労働者数人 1,620人

労働協約上の賃金の最も低い額 = 171,570円/月額
(8,451円/日額、1,065円/時間額)

現在適用されている法定最低賃金額 = 923/時間

5. 添付書類
(1) 労働協約の写し
(2) 申出合意書および委任状
(3) 三重県におけるガラス・同製品製造業の事業所数と労働者数の概数およびこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数
(4) 所定労働時間数および所定労働日数
(5) 意向表明に関する同意書



以上

[Redacted] けるが、同一製品製造業の事業所数と労働者数の概数および合意の効力の及ぶ労働者
[Redacted]
[Redacted] けるが、同一製品製造業の事業所数と労働者数の概数

産業小分類	事業所数	労働者数
E211	34	1,620
計	34	1,620

合意の効力の及ぶ使用者または労働者数

(上記の内、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳)

	事業所名	組合名	最低賃金に関する協約の適用労働者数
1	セントラル硝子株式会社 松阪工場	セントラル硝子労働組合 松阪支部	499名
2	日本板硝子株式会社 津事業所	日本板硝子労働組合 津支部	155名
3	日本板硝子株式会社 四日市事業所	日本板硝子労働組合 四日市支部	105名
4	日硝ファイバー株式会社	日硝ファイバー労働組合	33名
計	4事業所	4労働組合	792名

(注) 表中の労働者数には、18歳未満および65歳以上の者は含まれていない。

(4労組とも、組合員の中に18歳未満および65歳以上の者はいない)

賃金の最低額が月額のみで表示されている労働協約の月間の所定労働時間数
および所定労働日数等の状況

	事業所名	組合名	月額金額	所定労働 時間数	所定労働 日数
1	セントラル硝子株式会社 松阪工場	セントラル硝子労働組合 松阪支部	177,000円	151.25時間	20.1日
2	日本板硝子株式会社	日本板硝子労働組合	177,100円	154.4時間	19.92日
3	日硝ファイバー株式会社	日硝ファイバー労働組合	171,570円	161.04時間	20.3日

三重労働局長
金尾 文敬 殿

令和4年 6月 15日
三重県亀山市能褒野町20番地16
全日本電線関係者労働組合
三 重 議 長
議 長 靖

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、三重県電線・ケーブル製造業の最低賃金改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出をする者が代表する基幹的労働者の範囲
三重県において、電線・ケーブル製造業を営む使用者に使用される労働者
968名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
「三重県電線・ケーブル製造業最低賃金」
3. 申し出の内容
上記2の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申し出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1に達していることから①生活の維持・防衛②賃金格差の是正のため、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 968名
三重県における電線・ケーブル業を営む使用者に使用される労働者数
1,385名 = $0.69 >$ 概ね3分の1以上
最も低い労働協約の金額 = 164,500円/月額
8,091円/日額
1,044円/時間額
現在適用されている法定最低賃金 = 942円/時間額
5. 添付書類
①労働協約の写し、②申し出合意書類及び委任状、③三重県における電線・ケーブル製造業の事業所数と労働者の概数及び、このうちの当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者数の概数、④所定内労働時間数及び所定労働日数。



以上

三重県における電線・ケーブル製造業の事業所数と労働者の概数及び、このうちの当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者数の概数。

1. 三重県における電線・ケーブル製造業の事業所数と労働者の概数

【令和4年度センサスによる人数】

業 種 名	事業所数	適用労働者数
E 2 3 4 電線・ケーブル製造業	1 0	1, 3 8 5 人

2. 当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者数の概数 (968人)

①賃金の最低額に関する労働協約の適用を受けるものの内訳

	当 事 者 名 称		最低賃金に関する労働協約の適用労働者数
	事業所名	労働組合名	
1	古河電気工業株式会社 三重事業所	古河電気工業労働組合三重支部	705人
2	株式会社フジクラ 鈴鹿事業所	フジクラ労働組合 鈴鹿支部	151人
3	昭和電線 ケーブルシステム 株式会社三重事業所	昭和電線労働組合 三重地区	112人
計	3事業所	3組合	968人

* 令和4年6月1日現在

* 上記の労働者数は18歳～60歳までの組合員数である。

賃金の最低賃金が月額のみで表示されている
 労使協定の場合の所定労働時間数状況

	事業所名	労働組合名	月額金額	1日の所定労働時間数	月間の所定労働時間数
1	古河電気工業 (株) 三重事業所	古河電工労組 三重支部		7時間 45分	157.6時間
2	(株) フジクラ 鈴鹿事業所	フジクラ労組 鈴鹿地区		7時間 45分	157.6時間
3	昭和電線ケーブルシステム (株) 三重事業所	昭和労組 三重地区		7時間 45分	157.6時間

年間の所定労働日数

	事業所名	労働組合名	年間の所定労働日数
1	古河電気工業 (株) 三重事業所	古河電工労組三重支部	244日
2	(株) フジクラ 鈴鹿事業所	フジクラ労組鈴鹿地区	244日
3	昭和電線ケーブルシステム (株) 三重事業所	昭和労組三重地区	244日

以上

三重労働局
労働局長 金尾 文敬 殿

全日本電機・電子
三重

7月 4日
労働組合連合
長 小田 正

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、三重県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金の改定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

三重県において電気機械器具製造業（電球・電気照明器具製造業、電子応用装置製造業、電機計測器製造業及び他に分類されない電気機械器具製造業を除く。）、情報通信機械器具製造業（電子計算機・同附属装置製造業を除く。）又は電子部品・デバイス製造業を営む使用者に使用される労働者 28,464名

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

三重県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改定を求める。尚、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由（労働協約ケース）

(1) 賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が概ね3分1以上に達していることから法定最低賃金の改定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	16,795人	
<hr/>		= 0.590
三重県における電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業を営む使用者に使用される労働者数	28,464人	(59.0%)

(2) 適用労働者の生活の維持・防衛、更には賃金格差是正のために法定最低賃金の改正を求める

5. 労働協約上の賃金の最も低い額 = 160,000円/月（時間額 1,010円）

※上記金額は時間額のみ協定締結であり、月額から労働時間を換算した金額である
現在適用されている法定最低賃金額 = 927円/時間額

6. 添付書類

- ① 労働協約（覚書）の写し
- ② 合意書及び委任状、申出に係る労使の意思疎通
- ③ 三重県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業の事業所数と労働者数の概数及び合意の効力の及ぶ労働者数
- ④ 月間の所定労働時間数及び所定労働日数の一覧



三重県における電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業の
事業所数と労働者数の概数及び合意の効力の及ぶ労働者の範囲

1. 三重県における電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業の事業所数と労働者数の概況

産業小分類	事業所数	労働者数
E 2 8	3 5 4	2 8, 4 6 4
E 2 9		
E 3 0		

2. 合意の効力の及ぶ労働者数・賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

	事業所名称	労働組合名称	最低賃金に関する労働協約 の適用労働者数 (人)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
計	1 7 事業所	1 7 組合	16, 795

月間の所定労働時間数及び所定労働日数等の一覧

	事業所名称	労働組合名称	月間金額	所定労働時間数	所定労働日数
1			166,500	155.60	20.08
2			166,500	155.60	20.08
3			166,500	155.60	20.17
4			166,500	155.61	—
5			166,500	155.64	—
6			167,500	155.00	20.0
7			168,000	166.33	—
8			166,500	154.35	19.92
9			167,000	159.40	—
10			165,500	164.00	20.5
11			167,500	155.00	20.0
12			166,500	155.00	—
13			166,500	154.35	19.92
14			166,500	155.00	20.0
15			165,000	159.31	20.17
16			172,500	156.24	20.16
17			160,000	158.40	20.0

令和 4年 7月 5日

三重労働局長

金尾 文敬 殿

自 地方協議会

真由

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、三重県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

三重県において、三重県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業を営む使用者に使用される労働者 33,997人

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

三重県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第16条第1項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから

①生活の維持・防衛 ②賃金格差の是正のため、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	16,930	=	0.498	概ね3分
三重県における自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業を営む使用者に使用される労働者	33,997			の1以上

(最も低い) 労働協約の金額	=	円/月額
		円/日額 ・ 1,008円/時間額

現在適用されている法定最低賃金額 = 962 円/時間額

5. 添付書類

①労働協約の写 ②申出合意書及び委任状 ③三重県における自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業の事業所数と労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数 ④所定労働時間数及び所定労働日数

以上



三重県における『自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、
 舶用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他
 の輸送用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業』の事業所数と
 労働者数の概数

(上記のうち賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳)

2022年6月1日現在

事業所名	組合名	賃金の最低額に 関する労働協約 の適用労働者数
1. 本田技研工業(株)鈴鹿製作所	1. 本田技研労働組合鈴鹿支部	5,920 人
2. (株)エイチワン 亀山製作所	2. エイチワン労働組合亀山支部	336 人
3. 柳河精機(株)亀山工場・鈴鹿工場	3. 柳河精機労働組合三重支部	172 人
4. ホンダオートボディー(株)	4. ホンダオートボディー労働組合	495 人
5. 八千代工業(株)鈴鹿工場	5. 八千代工業労働組合鈴鹿支部	237 人
6. テイ・エス テック(株)鈴鹿工場	6. テイ・エス テック労働組合鈴鹿支部	270 人
7. (株)エフテック亀山事業所	7. エフテック労働組合亀山支部	228 人
8. (株)ホンダロジスティクス三重事業所	8. ホンダロジスティクス労働組合三重ブロック	330 人
9. (株)デンソー大安製作所	9. デンソー労働組合	4,256 人
10. 愛知機械工業株式会社松阪工場・津事業所	10. 愛知機械工業労働組合松阪支部	484 人
11. 日本特殊陶業株式会社伊勢工場	11. 日本特殊陶業労働組合伊勢支部	232 人
12. トヨタ車体(株)いなべ工場	12. トヨタ車体労働組合いなべ地区	2,877 人
13. 株式会社三五	13. 三五労働組合いなべ支部	347 人
14. ジャパン マリンユナイテッド株式会社事業所	14. ジャパン マリンユナイテッド津労働組合	746 人
14事業所	14組合	16,930 人

最低賃金に関する協定書の所定労働時間数・所定労働日数及び賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数の概要

令和4年度6月1日現在

	事業所名	組合名	月額金額	所定労働時間数	所定労働日数	適用労働者数
1	本田技研工業(株) 鈴鹿製作所	本田技研労働組合 鈴鹿支部		162.66 8.0時間	244 20.3日	5,920人
2	(株)エイチワン 亀山製作所	エイチワン労働組合 亀山支部		162.66	20.33日	336人
3	柳河精機(株)亀山工場 鈴鹿工場	柳河精機労働組合 三重支部		162.66 時間	20.3日	172人
4	ホンダオートボディー(株)	ホンダオートボディー労働組合		162.66 8.0時間	244 20.3日	495人
5	八千代工業(株) 鈴鹿工場	八千代工業労働組合 鈴鹿支部		162.66 8時間	244 20.33日	237人
6	ティ・エステック(株) 鈴鹿工場	ティ・エステック労働組合 鈴鹿支部		162.66 8.0時間	244 20.33日	270人
7	(株)エフテック 亀山事業所	エフテック労働組合 亀山支部		162.66 時間	244 20.33日	228人
8	(株)ホンダ'ロジ'ステイクス 三重事業所	ホンダ'ロジ'ステイクス労働組合 三重'ブロック		162.66 8.0時間	244 20.33日	330人
9	(株)デンソー 大安製作所	デンソー労働組合		時間	日	4,256人
10	愛知機械工業株式会社 松阪工場・津事業所	愛知機械工業労働組合 松阪支部		162.67 8.0時間	244 20.33日	484人
11	日本特殊陶業株式会社 伊勢工場	日本特殊陶業労働組合 伊勢支部		152.1 7.45時間	245 20.41日	232人
12	トヨタ車体(株) いなべ工場	トヨタ車体労働組合 いなべ地区		時間	日	2,877人
13	株式会社三五	三五労働組合 いなべ支部		162.66 時間	244 20.33日	347人
14	ジャパン マリンユナイテッド株式会社 津事業所	ジャパン マリンユナイテッド 津労働組合		162 8.0時間	243 20.25日	746人
	14事業所	14組合		賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数		16,930人